平成２３年（フ）第１２９号
奈良県生駒市萩の台２丁目６番16号
債務者　川原　一夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７６号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目10番１―401号
債務者　末広　美紀
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
徳島県徳島市庄町２丁目42番地の７
債務者　月岡　義朗
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４８号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2473番地２
債務者　陣内　圭子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口2006番地４
債務者　江越　　修
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
佐賀県佐賀市川副町大字大詫間1531番地８
債務者　寺丸タマエ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
佐賀県小城市三日月町樋口1027番地18
債務者　蔭山さおり（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
佐賀県多久市東多久町大字別府3426番地35
債務者　宮下　健児
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
佐賀県神埼市神崎町鶴2036番地５
債務者　石橋　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
佐賀県佐賀市中の館町９番16号
債務者　山田　涼子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
佐賀県鳥栖市宿町1429番地３
債務者　守田　祐子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
佐賀県佐賀市天祐２丁目３番５号
債務者　嬉野　政則
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
佐賀県神埼市千代田町下西650番地１
債務者　大坪　　功
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２８号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３―910号
債務者　熊谷あけみ（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―６―205号
債務者　清水　邦彦
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２９号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土897番地１コートファヴォーレⅡ201号室、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町上恵土897番地１
債務者　田口　　香
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３０４２号
愛知県北名古屋市鹿田184番地２　コーポ大門101
債務者　首藤小夜子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５０７号
愛知県東海市名和町寝覚101番地
債務者　伊藤　元子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部